

第64号議案

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年加東市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の右に「(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「あたって」を「当たって」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「、次」を「次に改め、「ものに限る。)」の右に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第64号議案 要旨

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 特定地域型保育事業者が確保することとされている連携協力を行う施設又は事業所に、国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を加えること。（第42条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第42条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第 4 2 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項 _____ の規定による調整を行うにあたって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>5 前項（第 2 号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。） _____</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第 4 2 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項 <u>（同法第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u> の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>5 前項（第 2 号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち <u>次</u> に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。） <u>又</u> は国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の</p>

___であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

4 第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)